令和　年　月　日

# 守秘義務の遵守に関する誓約書

　　さいたま市長殿

記名押印に代えて署名する場合

商号又は名称

所在地

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者職・氏名

　電話番号

メールアドレス

（資料受信用）

当社は、今般、さいたま市（以下、「市」という。）が令和６年２月２６日付けで公表した中央区役所周辺の公共施設再編事業（以下、「本事業」という。）に係る要求水準書（案）について、本事業への参画を検討すること（以下、「本目的」という。）を目的に、守秘義務対象資料の提供を受けることを希望します。

なお、資料の提供を受けるに当たり、当社は、下記事項を遵守し秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

1. 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
2. 当社は、当社の代理人、補助者その他の者に守秘義務対象資料を開示しようとするとき は、別紙「守秘義務対象資料提供先一覧表」を市に提出し、事前に市の承諾を受けます。資料提供先への資料提供は、市の事前承諾を受けた場合及び開示の相手方に本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約させた場合に限り、本目的を達成するために必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第２条（秘密の保持）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定めるほか、第三者に提供しません。

第３条（善管義務）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを誓約します。

第４条（個人情報の取扱い）

市から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条理等（以下、「法令等」という。）により市に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ法令等により当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、当社又は当社を含むグループが本事業の事業者として選定された場合のほか、本目的検討の結果、本事業への応募に至らなかった場合及び本事業の応募の結果事業者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、及び第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者が本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄又は消去）

当社が、本目的検討の結果、本事業の応募に至らなかった場合及び応募の結果事業者として選定されなかった場合、受領した守秘義務対象資料は、第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者に提供された資料及びこれらの写しも含めて全て速やかに破棄又は消去することを約束します。また、守秘義務対象資料を破棄又は消去した場合は、第１条に基づいて当社から資料提供を受けた者による廃棄又は消去も含め、任意の様式により、実施日及びその手段等について、速やかに市に報告します。

第８条（定義）

本書において、特段に定める場合のほか、本書における用語の定義は、本事業の要求水準書（案）の定めるところによることとします。